

私たち こんな活動しています!

子どもの権利に関する委員会

鎌木 信行 (64期) Kaburagi Nobuyuki

当委員会では、令和7年3月に、二弁の公式ウェブサイト内に「子ども・保護者・学校関係者等の皆さまへ」ページ（以下「子どもページ」）を新設しました。本稿では、当委員会の取り組んだウェブサイト作成に込めた思いと作成方法について紹介させていただきます。

1 ウェブサイトの課題

各チーム・PTが活発に活動する一方で、ウェブサイトにおける情報発信には主に次の課題がありました。

- (1)どのターゲット（子ども、保護者、学校関係者など）に対して、何のために、何を伝えたいのかが十分整理されずに情報発信されているため、必要なメッセージが届きづらい。
- (2)「子どもページ」新設の前の時点では、当委員会には、4つのチーム（悩みごと相談、学校問題、児童福祉、少年事件）と2つのPT（弁護士子どもSNS相談、全校型いじめ予防対策）があった。各チーム・PTがその所管するサービスの情報を発信する結果、子ども・保護者・学校関係者などの「〇〇したい」ベースで情報が整理されておらず、ユーザーにとってわかりにくい。

2 ワークシートによる情報整理と可視化

とはいえ、各チーム・PTが活発に活動し、それぞれ発信したい情報がある中で、発信すべき情報の選択と構成について、委員会内で合意形成することは容易ではありません。

そこで、当委員会では、まず、①ターゲット、②目的、③ターゲットにこちらが望む行動（例えば「キッズひまわりホットライン」を利用する）をとってもらうために必要な情報は何かについて、簡単に記載をするワークシートを用意し、各チーム・PTで検討し、情報の位置付けを可視化しました。



3 サイトマップの作成と業者への発注

次に行った作業は、サイトマップの作成です。これはウェブサイトの各ページに何の情報が掲載されるか（具体的なテキストまでは不要）、各ページの階層関係はどうなるかをまとめた構成図です。このサイトマップを基に業者の見積もりが行われ、当会から業者に発注するという流れになります。一見大変な作業のように思われますが、実際は、前記ワークシートに記載された情報を、ターゲットと目的の視点で再構成し、重複するものは一つにまとめるという単純な作業です。委員会内の合意形成も比較的スムーズに行うことができました。

4 ウェブサイト作成に込めた思い

最後に行った作業は、各ページに掲載する具体的なテキストの作成です。各チーム・PTにおいて分担した上で、字数制限を設けて作成を進めました。特に配慮した点は次の点です。

- (1)いじめや虐待など、同じテーマでもターゲットによって、伝える情報の内容や表現を変えた。特に、子ども向けページについては、難しい言葉を使わずに、悩みを抱えた子どもに寄り添うようなメッセージを心がけた。
- (2)イラストについては、多数派のイメージする幸せや家族像を押し付けるものにならないようにした。
- (3)連絡先は、既存の相談窓口を案内するもの、当委員会で対応を個別に検討できるように一旦当会の人権課を案内するものなど、内容によって適切に設定し、たらい回しにならないよう配慮した。

「子ども
ページ」は
こちら▶



過去記事
はこちら
から▶



刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会

委員長 安齋 由紀 (72期) Anzai Yuki

～被収容者の尊厳を護り、
やがて社会に戻る人たちを支えるために～

1 委員会の概要

刑事弁護に熱心に取り組む弁護士も、判決が確定し、依頼者が刑務所に収容された後の生活についてはよく知らない、ということもあるかもしれません。

まして、社会一般の刑事施設や刑事被拘禁者に対する関心は低く、刑事被拘禁者は、社会から疎外され、見えないものとされがちです。刑務所や拘置所、留置施設だって日本社会の一部なのに…。

当委員会は、このような環境に追いやられている刑事被拘禁者の尊厳を護り、エンパワーすることを目的に活動しており、2025年4月現在、34人が参加しています。

2 刑事施設の見学

当委員会では、刑事施設内の状況を実際に見て、聞いて、知って、改善のためのヒントを考えるために、毎年、刑事施設を見学しています。

2024年度は、9月に市原少年刑務所と市原青年矯正センター、12月に佐賀少年刑務所と麓刑務所（女子刑務所）を見学しました。

ここ数年は、今年6月の拘禁刑の施行に向けた、各施設の取組みについて特に関心をもって調査をしてきました。その結果、特に少年刑務所や青年矯正センター等で、特別改善指導や教育プログラムなどに力を入れる施設が増えている様子が明らかになりました。

3 最近の活動

～よりそい弁護士制度の整備と運営

刑事弁護が終了すると、弁護人によるサポートは終了します。元被疑者・被告人たちは、犯罪に関与した原因が解決されないまま従来の生活に戻され、自力での社会復帰に挫折して、再犯に至ることもありました。

当委員会では、このような状況を改善するため、弁護士が、元被疑者・被告人に寄り添って社会復帰を支える活動を行った場合に、弁護士会が報酬を支払う制度を整備し、2022年10月、「よりそ

い弁護士制度」が始まりました。これは、兵庫・愛知・札幌・広島に続き、全国5番目となる先進的な取組みでした。

2024年度には第一東京弁護士会が、同様の制度を整備しました。今年度半ばまでには東京弁護士会も制度発足予定とのことです。そこで、今年度から三会が協力して「よりそい弁護士制度協議会」を発足させ、足並みをそろえて、より一層充実した活動を行うための準備を始めています。

4 東京三会における連携

当委員会から、三会合同拘禁施設調査委員会や、三会障害者等刑事問題検討協議会に委員を派遣し、情報交換や連携を図っています。

今年度以降は、三会で「よりそい弁護士制度」を共同して運営するための環境整備や、矯正管区との交渉なども協力していく予定です。

5 研修会の開催

当委員会は、年に1度、定例研修会を実施しています。2024年度は、3月に定例研修会「少年事件にもよりそい弁護制度を活用しよう」を、子どもの権利に関する委員会の協力を得て実施しました。更に、刑事弁護委員会と共に「被告人等の入退廷時における手錠・腰繩の使用を止めるために」と題した研修会も開催しました。

6 おわりに

当委員会は、今後も引き続き、刑事被拘禁者に寄り添い、日本の刑務所等が、国際人権水準に適合した施設になるように、調査・研究と意見表明を続けていきます。

NF



2024年12月3日 麓刑務所(佐賀県)の門前にて

過去記事はこちらから▶

